

緊急事態宣言を踏まえた学校等の対応

1 公立学校

緊急事態宣言を受け、県内全ての県立学校を4月9日から5月6日まで、臨時休業とする。

なお、市町立学校・園（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、認定こども園幼稚園型）においても同様に5月6日まで臨時休業を要請する。（幼稚園、幼稚園型認定こども園：預かり保育は必要に応じて設置者で判断）

[県立高校の取扱い]

登校日	週1日とし、午前中に設定（第5学区（但馬）は週2日を上限とし、かつ学習支援のための補習を認める） ※日数：2週間毎に発生状況を踏まえ検討
登校時間	通勤時間帯を避ける
下校時間	午前中で下校
授業時間	実施しない
部活動	実施しない ※実施の可否等：2週間毎に発生状況を踏まえ検討
在校生・ 新入生 説明会	4月8日午前中に在校生説明会、4月8日午後から新入生説明会 いずれも最少人数で簡素化し、感染防止の措置を講じた上で実施 （例：学年別に時間を変えて実施、参加人数の精選、時間短縮 等）
その他	学校以外の公園での運動等を除く、不要不急の外出を自粛すること

※①定時制・多部制等

上記の方針に基づき、学校ごとに対応

②特別支援学校

上記の方針に基づき、分散登校など工夫のうえ、学校ごとに対応

2 社会教育施設等

○原則4月8日から5月6日まで休館及び自粛を要請（屋外施設の利用は可）

○主な県立施設

- ・県立美術館、芸術文化センター等の施設については、4月8日から5月6日まで休館（屋外施設の利用は可）